

テレビ小山放送株式会社 ケーブルスマホ契約約款

テレビ小山放送株式会社(以下「当社」といいます。)と当社が提供するサービスを受けるもの(以下「契約者」といいます。)との間に結ばれる契約は次の条項によるものとします。

第 1 章 総則

第 1 条 (約款の適用)

当社は、このケーブルスマホサービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりケーブルスマホサービス(以下「ケーブルスマホ」といいます。)を提供します。

第 2 条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合、変更後の約款が適用され、料金その他の提供条件は変更後の約款によるものとします。

第 3 条 (最低利用期間)

ケーブルスマホ契約における最低利用期間の設定はありません。

第 4 条 (サービスの提供区域)

ケーブルスマホの提供区域は、当社が利用する携帯電話事業者の通信網の提供区域に準ずるものとします。なお、端末機器が当該通信区域外にある場合には、ケーブルスマホを利用することはできません。

第 5 条 (権利の譲渡制限等)

- 1. 契約者が、ケーブルスマホ契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は譲渡することができません。
2. 契約者は、ケーブルスマホを再販売する等、第三者にケーブルスマホを利用させることはできません。

第 6 条 (ID 及びパスワード)

- 1. 契約者は、パスワード並びに個別 ID 及び個別パスワード(本条において「ID 等」といいます。)の管理責任を負うものとします。
2. 当社は、契約者がケーブルスマホ契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID 等の提示を求めることがあります。
3. 契約者は、ID 等を第三者に利用させないものとします。ただし、この約款で別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。
4. 契約者は、ID 等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がこれに従うものとします。なお、当社は、ID 等の窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。
5. 契約者は、個別 ID を変更することはできません。

第 2 章 申込及び承諾等

第 7 条 (申込)

- 1. ケーブルスマホ利用の申込(以下「申込」といいます。)は、加入申込書への記入が必要です。
2. ケーブルスマホの申込をする者は、本人確認(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信サービスの不正な利用防止に関する法律(平成 17 年法律第 31 号)第 9 条の規定に基づく)ものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。)のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。
3. 18 歳未満の方は申込できません。

第 8 条 (申込の承諾等)

- 1. 当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。
①ケーブルスマホ利用の申込者(以下「申込者」といいます。)がケーブルスマホ契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき
②申込者が第 16 条(利用の停止等)第 1 項各号の事由に該当するとき
③申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき
④申込者、ことさらに虚偽の事実を通知したとき
⑤加入申込書の記載事項に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違、記載漏れ等)があるとき
⑥前条(申込)第 2 項において、本人確認ができないとき
⑦ケーブルスマホの申込をする者が、18 歳未満であったとき
前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。
2. 当社は、第 1 項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求することがあります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第 1 項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。
3. 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできるケーブルスマホの個数の上限を定めることができます。この場合において、当該個数の上限を超えてケーブルスマホの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。
4. ケーブルスマホ契約は、当社が契約者に対して SIM カードの利用を可能とするための開通処理を完了した時点で成立するものとします。

第 9 条 (サービス利用の要件等)

- 1. 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うための電話番号またはメールアドレス(当社が提供するサービスに係るものである必要はありません。)を当社に対して指定するものとします。また、当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信の場合は、当社から契約者の意思表示又は事実の伝達とみなされます。
2. 当社は、サービス利用の要件を以下に定めるものとします。
①契約者がケーブルスマホにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用してケーブルスマホを利用することはできません。
②ケーブルスマホを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。
③契約者は、ケーブルスマホを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度(電話番号を変更することなく、通話機能の提供を受ける事業者を変更することをい、以下「MNP」とします。)による転入又は転出を行うことができます。
④MNP 転入には、以下の条件が適用されます。
i. 転入元事業者の契約者と、ケーブルスマホ契約の契約者が同一、またはご家族である必要があります。ご家族名義の場合は、「契約者の本人確認書類(顔写真が掲載されているものとします。」「契約者のご家族の本人確認書類)」、「家族であることが確認できる書類(戸籍謄本・住民票など)」が必要です。
ii. 当社が別途指定する日数(申込書又は当社のホームページ等に定める日数)以上の残日数を有する必要がある場合があります。
iii. 電話番号を利用することができない期間(MNP 転入手続き完了後から、当該手続きに係る音声機能付き SIM カードが契約者に交付され、利用可能な状態となるまでの期間)があります。
iv. ケーブルスマホ利用の申込と同時に MNP 手続きを行う必要があります。
⑤契約者は、当社が指定する SIM カード以外の通信手段を用いたケーブルスマホの利用及び当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。
⑥契約者は、当社が貸与する SIM カードにつき、次の事項を遵守するものとします。
i. 当社の承諾がある場合を除き、SIM カードの分解、損壊、その他 SIM カードとしての通常の用途以外での使用をしないこと
ii. 当社の承諾がある場合を除き、SIM カードについて、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
iii. SIM カードを善良な管理者の注意をもって管理すること
⑦契約者は、次に掲げる事由に該当するときは遅滞なく SIM カードを当社に返還するものとします。
i. ケーブルスマホ契約が事由の如何を問わず終了した場合
ii. 異なる形状区分の SIM カードへ変更した場合
iii. 前記に掲げる他、ケーブルスマホの解約等、SIM カードを利用しなくなった場合
⑧契約者は、SIM カードに故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに当該 SIM カードを当社に返還するものとします。
⑨契約者は、SIM カードを亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。
⑩亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
⑪契約者は、ケーブルスマホ契約において当社から提供を受けた役務、その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含まれます。以下同じとします。)してはならないものとします。
⑫契約者は、音声機能付き SIM カードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしも携帯電話事業者が提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。
⑬ケーブルスマホにおいては、第 14 条(利用の制限)及び第 16 条(利用の停止等)に定めるほか、サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が著しく増加した場合、その他当社が必要と認めた場合には、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります。契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
⑭ケーブルスマホの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるとともに、⑮当社は、通信の公平な利用を確保するため、通信の混雑状況に応じて通信速度の制御を行うことがあります。
⑯当社は、サービス品質の維持を目的として、特定の通信について帯域の制御又は通信の最適化を行うことがあります。

- ⑮緊急通話(110 番、119 番等)は利用できない場合があります。この場合において、当社は、当該利用不能により契約者に生じた損害について、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負いません。
⑯契約者は、日本国外において携帯電話事業者が提供する国際ローミングサービスの範囲内でケーブルスマホを利用することができます。当該利用に係る料金及び提供条件は携帯電話事業者の定めによるものとします。
⑰前号の国際ローミング利用については、契約者保護の観点から、当社が別途定める一定額に達した場合、当社は、携帯電話事業者の設備による制御を含め、通信の利用を制限又は停止することがあります。
⑱JAPAN ローミング機能を用いた緊急通報通話について、下表の規定により、その回線に係る情報は、他の携帯電話事業者(株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社)のいずれかとなります。以下同じとします。)を通じて下表に規定する相手先に通知することがあります。ただし、下表の 2 欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関又は消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

Table with 2 columns: 当社が通知する情報, 通知する相手先. Row 1: 1 発信を行った回線に係る電話番号又は端末設備から送出される IMSI (国際移動電話加入者識別番号). Row 2: 2 その回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報が又は前項により他の携帯電話事業者がその回線から取得した情報に基づき、他の携帯電話事業者が計算した緯度及び経度の情報をいいます。)

※JAPAN ローミング機能を用いた緊急通報通話について、その発信に先立ち 184 又は 186 をダイヤルした場合、通話ができない場合があります。
※JAPAN ローミング 機能を用いた緊急通報通話について、その発信に先立ち 184 をダイヤルした通話その他契約者が電話番号をその通話の着信のあった回線等へ通知しない取り扱いを求めた通話であっても、本項に基づく通知を行うことがあります。

第 3 章 契約事項の変更等

第 10 条 (初期契約解除)

- 1. 契約者は、当社が交付する契約書面を受領した日から起算して 8 日以内に、書面又は当社が別に定める方法により、ケーブルスマホ契約の解除を行うことができます。
2. 前項の解除は、契約者が当社に対して解除の意思表示を発した時に効力を生じます。
3. 当社は、前 2 項による解除があった場合、契約者に対し違約金を請求しません。ただし、既に提供した電気通信サービスの利用料、契約事務手数料、SIM カード発行手数料その他実際に要した費用については、この限りではありません。なお、端末機器の売買契約が別に存在する場合は、当該契約の定めによるものとします。

第 11 条 (サービス内容の変更)

- 1. ケーブルスマホにおいて、異なる形状区分の SIM カードへの変更を請求することができます。
第 7 条(申込)第 2 項及び第 8 条(申込の承諾等)の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第 12 条 (契約者の名称の変更等)

契約者は、その氏名、住所若しくは居所、その他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第 13 条 (個人の契約上の地位の引継)

- 1. 契約者である個人(以下この項において「元契約者」といいます。)が死亡したときは、元契約者に係るケーブルスマホ契約は、終了します。ただし、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、引き続き当該契約に係るケーブルスマホの提供を受けることができます。当該申し出があったときは、相続人は、元契約者の契約上の地位(元契約者の契約上の債務を含みます。)を引き継ぐものとします。
2. 第 8 条(申込の承諾等)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「ケーブルスマホ利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

第 4 章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第 14 条 (利用の制限)

- 1. 当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、ケーブルスマホの利用を制限する措置を採ることがあります。
2. 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号)において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第 15 条 (利用の中止)

- 1. 当社は、次に掲げる事由があるときは、ケーブルスマホの提供を中止することがあります。
①当社ならびに携帯電話事業者等の電気通信設備の保守又は工事のため、やむを得ないとき
②当社ならびに携帯電話事業者等の電気通信設備の障害等、やむを得ない事由があるとき
2. 当社は、ケーブルスマホの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中止する場合には、その 14 日前までに、同項第 2 号により中止する場合には、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 16 条 (利用の停止等)

- 1. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、契約者のケーブルスマホ利用についてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することができます。
①本約款に定める契約者の義務に違反したとき
②料金等ケーブルスマホ契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
③違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様においてケーブルスマホを利用したとき
④当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の利用に対し重大な支障を与える態様においてケーブルスマホを利用したとき
⑤当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様においてケーブルスマホを利用したとき
⑥第 8 条(申込の承諾等)第 1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
⑦前号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様においてケーブルスマホを利用したとき
2. 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じたときは、契約者に対し、あらかじめその理由(該当する前項各号に掲げる事由)及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
3. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、契約者に対し、同項の措置に替えて、期間を定めて当該事由を解消すべき旨を定めることができます。ただし、この措置は、当社が第 1 項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。
4. 当社からケーブルスマホの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、要請に応じるとともに、ただし、契約者の利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第 17 条 (サービスの廃止)

- 1. 当社は、都合によりケーブルスマホの全部又は一部を廃止することができます。
2. 当社は、前項の規定によりケーブルスマホの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3ヶ月前までに、その旨を通知します。

第 5 章 契約の解除・解約

第 18 条 (当社の解除)

- 1. 当社は、次に掲げる事由があるときは、ケーブルスマホ契約を解除することができます。
①第 16 条(利用の停止等)第 1 項の規定によりケーブルスマホの利用が停止又は制限された場合において、契約者が停止又は制限の日から 1ヶ月以内に停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、停止又は制限が同条第 1 項第 2 号の事由による場合は、契約を直ちに解除することができます。
②第 16 条(利用の停止等)第 1 項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務上に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
2. 当社は、前項の規定によりケーブルスマホ契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。

第 19 条 (契約者の解約)

- 1. 契約者は、当社に対し、ケーブルスマホ契約を解約しようとする場合、解約を希望する月の属する 25 日までにケーブルスマホ契約者ご本人様より申し出るものとします。

2. 第14条(利用の制限)又は第15条(利用の中止)第1項の事由が生じたことによりケーブルスマホを利用することができなくなった場合において、サービスに係る契約の目的を達することができなくなり認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、契約を解約することができます。この場合において、解約は、その通知が到達した日とその効力を生じたものとします。
3. 第17条(サービスの廃止)第1項の規定によりケーブルスマホの全部又は一部が廃止されるときは、廃止の日以降に廃止されたケーブルスマホ契約が解約されたものとします。

## 第6章 料金等

### 第20条(料金の適用)

ケーブルスマホの料金は、基本料金、通話料金、SMS送付料等の従量料金、付加機能(オプション)料金、ユニバーサルサービス料等の公的負担金および各種手数料とし、別途料金表の定めるところによります。

### 第21条(基本・付加機能料金の支払義務)

1. 基本・付加機能料金は、課金開始日からケーブルスマホを提供した最後の日が属する月までの期間について発生します。この場合において、第16条(利用の停止等)の規定によりケーブルスマホの利用が停止又は制限された場合における停止の期間は、ケーブルスマホの提供があったものとして取り扱うものとします。
2. 当社の責に帰すべき事由によりケーブルスマホがより全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社がその状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)その状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)に基本料金の30分の1を乗じて算出した額を、基本料金から減額します。ただし、契約者が請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。
3. 前項の場合でも付加機能料金は、減額しないものとします。
4. ケーブルスマホが全く利用できない状態がSIMカードの故障によるものである場合は、SIMカードの故障が当社の責に帰すべき事由によらない場合は、前項の規定は適用されず料金の減額等返金は行われません。

### 第22条(手数料の支払義務)

契約者は、本約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手数料の支払を要します。

### 第23条(料金等の請求方法)

当社は、契約者に対し、基本料金、通話料その他ケーブルスマホの利用に基づき発生する料金を、当社が定める方法により請求します。

### 第24条(料金等の支払方法)

契約者は、ケーブルスマホの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

### 第25条(割増金)

ケーブルスマホの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額(以下「割増金」といいます。)を支払うものとします。

### 第26条(遅延損害金)

1. 契約者は、ケーブルスマホ料金の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。
2. 遅延損害金の額は、未払債務に対する年14.6パーセントの割合により算出した額とします。

### 第27条(割増金等の支払方法)

### 第24条(料金等の支払方法)

第24条(料金等の支払方法)の規定は第25条(割増金)及び前条(遅延損害金)の場合について準用します。

### 第28条(消費税)

契約者が当社に対しケーブルスマホに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、債務を支払う際にこれに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

## 第7章 個人情報

### 第29条(個人情報の取り扱い)

1. 当社は、契約者から取得した個人情報については、当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づいて適正に処理します。
2. 当社は、ケーブルスマホの提供にあたり、次の各号に掲げる者に対して契約者の個人情報を提供することがあります。
- ①株式会社インターネットイニシアティブ(投資提供・課金処理のため)
  - ②携帯電話事業者(音声通話及びデータ通信の提供のため)
  - ③不正利用防止を目的とした関係機関
3. 前項の提供は、ケーブルスマホの提供に必要な範囲に限るものとします。

## 第8章 損害賠償

### 第30条(第三者の責による利用不能)

1. 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償額(以下「損害限度額」といいます。)を限度として、損害の賠償をします。
2. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乘じて算出した額となります。

### 第31条(保証及び責任の限定)

1. 当社は、ケーブルスマホの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の原因であるケーブルスマホに係る利用料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。ただし、当該損害が当社の故意又は重大過失による場合は、この限りではありません。また、以下の各号に該当する損害については、いかなる場合においても当社は一切責任を負いません。
- ①契約者がケーブルスマホの利用により第三者に対して与えた損害
  - ②当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
  - ③当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害
  - ④逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害
2. 契約者がケーブルスマホの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。
3. ケーブルスマホは、携帯電話事業者が提供する移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻射したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他携帯電話事業者の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。
4. ケーブルスマホはベストエフォート型サービスであり、通信速度、通信品質、接続の完全性、正確性及び有用性について何ら保証するものではありません。

## 第9章 雑則

### 第32条(当社の装置維持基準)

ケーブルスマホを提供するための装置は、携帯電話事業者が、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

### 第33条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、次の各号全てについていずれも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを承諾するものとします。
- ①自ら、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)でないこと。
  - ②反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
  - ③ケーブルスマホ契約が終了し、利用料金の全額が支払われるまでの間に、自らまたは第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
    - i. 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
    - ii. 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
2. 契約者が、前項の確約に違反することが判明した場合、また前項の確約に反する申告をしたことが判明した場合、当社は何ら催告することなく、ケーブルスマホ契約の申込を不承諾、又は直ちにケーブルスマホ契約を解除することができるものとします。
3. 契約の申込を不承諾、又はケーブルスマホ契約の解除をした場合に契約者に損害が生じて、当社は何らこれを賠償しないし補償しないものとします。

### 第34条(定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

## 第35条(合意管轄)

本約款に関して当社と契約者との間に生じた紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 付則

1. 当社は特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。

令和8年6月1日に変更 この約款は令和8年6月1日より施行します。

テレビ小山放送株式会社 ケーブルスマホ料金表

## ・表記説明

- (1) 特記事項なき料金は、1契約あたりの月額利用料です。  
(2) 料金はすべて税込です。

## 1. 基本料金

- (1) ケーブルスマホ基本料金  
シングルプラン

料金		
データ容量	通信専用	通信+音声通話(従量制)
データ容量1GB【加入者限定】	660円	880円
データ容量3GB	880円	1,100円
データ容量5GB	1,100円	1,320円
データ容量10GB	1,650円	1,870円
データ容量20GB	1,980円	2,200円

【加入者限定】当社テレビサービス(プレミアムTV/マックスコース又はベーシックTV/ハッピーコース)及びインターネットサービスに加入されている方が対象となります。

## シェアプラン

料金		
データ容量	通信専用	通信+音声通話(従量制)
データ容量10GB	1,980円	基本料金に加えSIM1枚あたり220円を加算
データ容量20GB	3,080円	

## (2) ケーブルスマホ通話料金

項目	料金
通話料金(国内)	11円/30秒
デジタル通話料金(国内)	39.6円/30秒
通話料金(国際)	携帯電話事業者が定める契約約款において国際通話料として定められた額と同額 ※非課税
国際ローミング料金	携帯電話事業者が定める契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額 ※非課税
SMS送付料金 注1)	国内 3.3円~33円/1通 国外 50円~500円(非課税)/1通
SMS受信料金	0円

注1) SMS送付料金は、従量課金となります。

※タイプD(ドコモ回線)の音声通話機能付きSIMカードおよびSMS機能付きSIMカードについては、2026年4月以降、国際通話および国際SMSの利用に係る月間利用限度額を20,000円(非課税)とし、当該利用限度額の解除または変更はできないものとします。

※SMS送付料金、通話料金(国内)、通話料金(国際)及び国際ローミング料金とは、SMS送信、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、ケーブルスマホ基本料金とは別に支払を要する料金として定めるものです。

※契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はケーブルスマホの利用を停止することがあります。※ケーブルスマホの利用の終了にかかわらず、SMS機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。※当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該解除日又は当該解除日があつてあるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

※電報サービスその他音声通話機能に付帯して携帯電話事業者が利用可能としているサービスを利用した場合、携帯電話事業者が定める契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

## (3) ユニバーサルサービス制度等の負担金

項目	料金(月額)
ユニバーサルサービス料	3.3円/1電話番号
電話リレーサービス料	1.1円/1電話番号
ブロードバンドユニバーサルサービス料	当社負担(利用者への請求なし)

※ユニバーサルサービス制度等の負担金の金額は変更される場合があります。変更後の額は、基礎的電気通信設備支援機関が発表する単価に基づき携帯電話事業者が当社に請求するユニバーサルサービス制度等の負担金の単価に従うものとします。

※ブロードバンドユニバーサルサービス料については当社が負担するものとし、利用者には請求いたしません。

## 2. 付加機能(オプション)料金

項目	料金(月額)
10分かけ放題	880円
データ容量追加(100MB毎)	220円
データ容量追加(1GB毎)	550円
SMS(ショートメッセージサービス) 注1)	165円
留守番電話	385円
割り込み電話着信	275円
シェアプランSIM追加(4枚目以降)	220円/枚
迷惑電話撃退 注2)	110円

注1) タイプA(au回線)は基本プランに含まれます。

注2) タイプD(ドコモ回線)は基本プランに含まれます。

## 3. 各種費用

No.	項目	手数料	内容
1	新規契約手数料	3,300円	新規契約
2	SIM発行手数料	418円	SIMカード発行時/枚
3	SIMサイズ変更・交換料	3,300円	利用端末変更に伴うSIMサイズ変更
4	SIM同番再発行手数料	3,300円	紛失・故障・盗難に伴う再発行
5	SIM追加手数料	2,200円	シェアプランで2枚目以降追加時/枚
6	口座登録料	3,300円	同世帯2口座目以降の登録料
7	初期サポート	3,960円	電話帳移行、Gmail設定、Wi-Fi設定等
8	MNP転出手数料	0円	他社へのMNP転出

## 4. 各種料金と請求月

No.	項目	当月料金の請求月
1	ケーブルスマホ基本料金	翌月
2	ケーブルスマホ通話料金・SMS送付料金	翌々月
3	ユニバーサルサービス制度等の負担金	翌々月
4	付加機能(オプション)料金	翌々月
5	各種費用	翌々月